

平成 30 年第 12 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 25 日 (火)
午後 2 時 30 分から午後 4 時 00 分
2. 開催場所 西海橋物産館「魚魚の宿」
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	5 番	松崎 常俊	6 番	志田 邦彦	
	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子	
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均	
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫	
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明	
	19 番	三枝 政人					

5. 欠席委員 (1 人)

	4 番	山崎 友好
--	-----	-------

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 62 号 農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する
意見について
議案第 63 号 非農地通知の対象とするものの決定について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について

7. 事務局 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、5番：松崎委員、6番：志田委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

 なお、本日は農業委員、推進委員出席での総会でありますので、採決につきましては農業委員の挙手により決したいと思いますのでご協力をお願いします。

 それでは、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は大瀬戸町多以良内郷字東楽寺、の田・計1筆・2, 200㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人の希望により、購入するもの。許可後、直ちに売買し所有権移転を行うとなっております。権利種別は所有権移転「売買」となっております。水稻を栽培予定と聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から約0.6kmのところ申請地があり徒歩で約9分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 譲り受け人は会社を定年してから自己所有農地で野菜を作っておられましたが、田んぼを作りたいということから今回の申請に至ったということです。やる気も充分で地域の活動組織の代表もしており、地域のリーダーとして頑張っております。また、譲り渡し人ですが、申請地は条件もよく小作に出していたようですが、今回、譲り渡すということで話がまとまったと聞いております。全部効率利用、地域調和等何ら問題はないものと考えます。よろしくお願ひします。

議長 ただ今議案第59号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は8頁になります。所在が西彼町小迎郷字瀬ノ脇、の畑・計1筆・338㎡で利用状況は自家野菜栽培となっております。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は自宅が老朽化し立替を計画したが進入路の幅員が2m未満のため工事関係車両の進入が困難と判断され、周辺所有者に交渉を重ねたが拡張困難であるため、自己所有の申請地において住宅建築を計画しました。となっております。

添付資料は、9頁から18頁までで、9頁に位置図、10頁に付近状況図、11頁に現況写真、12頁に字図、18頁に航空写真を添付しています。13頁に被害防除計画書、14頁に土地利用計画図、15・16頁に平面図、17頁に立面を添付しています。木造コロニアル瓦葺き2階建1F106.82㎡、2F17.39㎡、計124.21㎡（建築面積は109.30㎡）の住宅を建築する計画となっております。13頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行

う最高1 m、最低0.2 m。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、道路面に接する部分はフラットな状態にし、その他隣地に対しては土留め工事を行い周囲への被害の恐れを生じない対策をします。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する7.4 m程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物高さを7.4 m以下ですので、北面農地の日照は確保されます。通風・耕作に対しては著しい影響を及ぼすと考えられるものではありません。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理で放流先は道路側溝を予定しています。事業費等の全額を自己資金としています。工期は許可日から7月31日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や里道及び畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 先日、本人と地区担当推進委員で現地の確認をいたしました。説明にありましたように、自宅の老朽化により立替を計画したところ、その工事車両等の進入が困難であるため拡幅を検討したが、その用地について取得が困難となり自己所有の申請地で計画したとのことでした。被害防除計画ですが隣に果樹園がある以外耕作されておりません。果樹園についても東側にあたるため日照等に影響はないと思われれます。排水についても合併浄化槽になっており特段問題はないものと判断いたしました。よろしく御審議ください。

議 長 ただ今議案第60号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ただ今、議案第60号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。
 《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第61号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の19頁をお願いします。議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.
20頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係7筆、10, 237㎡と使用貸借権・賃借権設定(県公社借入分)122筆、116, 039㎡が計上されています。
21頁は合意解約関係の内訳で7筆10, 237㎡が計上されており、使用貸借から賃貸借へ再設定を行なうもの6筆と、配分変更を行なうもの1筆となっており、中間管理機構で取り扱うものになっています。
22頁から27頁は県公社借入分で25件・122筆116, 039㎡が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。1から116番は面高地区基盤整備事業に関係するもので116筆中5筆は配分が決まっていますが残り111筆は未配分ですが、基盤整備事業の対象地となっています。117番から119番の3筆は市内の法人が借り受けるもの、120番から122番の3筆は下岳地域資源保全協議会に関係するものと聞いております。農業経営基盤強化法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第61号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第61号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議長 次に議案第62号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 28頁をお願いします。議案第62号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっております。資料は29から39頁です。先ほど22頁から27頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地122筆と配分のみを行なう1筆の計123筆に対して、県農業振興公社から「5者」に対し、賃貸借「10年」のもの8筆と「3年7ヶ月」のもの3筆と「5年」のもの1筆を配分する内容となっております。合計12筆分の配分の各筆明細となっております。23番と24番、59番と63番、91番の5筆については、面高地区基盤整備事業関係の担い手の方へ117番から119番の3筆は西海市内の法人の方へ120番から123番の4筆は下岳地域資源保全協議会関係の担い手の方へ計12筆を配分する内容となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。35頁から39頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 では補足説明をお願いします。

13番 譲り受け人は私も良く知っている方で、地域でも中心的な人材です。基盤整備にかかる件であり大変良いことだと思いますので何ら問題はないものと判断いたします。

17番 この件については私より2番委員が詳しいと思いますので、補足があればお願いしたいと思います。当該地区の理事さんにお尋ねをしたところ、近年、子牛の価格が高騰して畜産農家が減りつつあるということから、農協の出資法人で子牛を繁殖し、その育成を農家に委託するというシステムを構築するということでした。それに伴う牧草地の確保ということだということで、これにより畜産農家の減少に歯止めをかけるという趣旨のようでした。

2番 概ね17番委員の説明のとおりでございます。当法人は養豚経営をしておりましたが、説明にありましたように子牛の相場が高止まりで肥育農家が圧迫されている現状から、地域の肥育農家に生産された子

牛を供給をして、経営安定に繋げていくという体制をとると言うことであります。もし残った場合は会社の中での一貫経営と言うことも視野に入れております。今、市の公社を通じまして昨年ぐらいから牧草地を確保しているところがございます。配合飼料を使わないでコスト削減を図りながら経営の安定を図り、地域農家のために地域内一貫経営と言うことで、ともに栄えるような体制作りでありますし、そういう意味での飼料作物の栽培でございますのでよろしくお願いいたします。

10番 借受人は施設園芸農家でミニトマトと稲作をされております。稲作は大型機械を導入して大規模に経営されており、地域での信頼もありますので問題はないと思います

議長 ただ今、議案第62号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第62号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議長 次に議案第63号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料40・41頁をお願いします。議案第63号「非農地通知の対象とする事の決定について」説明をいたします。今回は20筆・17,225㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は9件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件1番から6番の6筆は西海町七釜郷の物件で、資料は42頁から54頁です。申請者は西海町七釜郷にお住まいの方です。

42頁に位置図、43・44頁に付近近況図、45・46頁に対象地の現況写真、47から50頁に字図、51から54頁に航空写真を

添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。申請地1番については現地到達が不可能な状況です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

次に、物件7番から11番の5筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は55頁から60頁です。申請者は西彼町白崎郷の方です。55頁に位置図、56頁に付近近況図、57・58頁に現況写真、59頁に字図、60頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

物件12番から19番の8筆は崎戸町蠣江島の物件で、資料は61頁から72頁です。申請者は福岡県春日市の方、福岡県福岡市西区の方、福岡県福岡市城南区の方、崎戸町本郷の方、崎戸町江島の方、長崎市鳴滝の方で、それぞれが崎戸町江島に縁のある方々で、そのほとんどが相続対象物件という状況になっています。61頁に位置図、62から64頁に付近近況図、65・66頁に現況写真、67から69頁に字図、70から72頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、申請写真と現地写真提供者の話を伺う限りでは雑木等が茂り山林化し、数十年来耕作した気配もないと聞いており、航空写真判断を含め、特に支障はないという判断をいたしました。江島・平島両地区においては、各島の出張所職員による利用状況調査を実施しています。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

物件20番の1筆ですが大瀬戸町瀬戸板浦郷の物件で、資料は73頁から77頁です。申請者は神奈川県川崎市の方で、大瀬戸町に縁のある方です。73頁に位置図、74頁に付近近況図、75頁に現況写真、76頁に字図、77頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5 番 先日現地を確認しました。1番と2番については現地に到達できませんでした。船で海から廻って上陸しても急傾斜地で行き着くことは無理かと思えます。遠景目視と航空写真で山林化していると判断いたします。3番から6番ですが何十年も耕作されていないということで、山林化しており農地として復元することは困難と判断いたしました。よろしく御審議ください。

9 番 7番から11番ですが、入り口のようなところがありましたが、そこから先は行けませんでした。写真を見ながら何とか見て廻りました。大変荒れており山林化しておりました。とてもではないですが農地として復元することは困難と判断いたしました。よろしく御審議ください。

18番 12番から19番ですが、離島であり現地確認の時間が有りませんでしたので航空写真で判断いたしました。また、申し出者も県外に在住しており、何十年も耕作していないとの事でありました。よろしく御審議ください。

7 番 20番ですが全体的に雑木が繁っており農地として利用するのは困難と判断いたしました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第63号について説明がありました。
皆さんから何か意見等ありませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第63号「非農地通知の対象とする事の決定について」の1番から20番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。
次に承認審議に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 資料は78頁、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者の承認

(法第3条第4項)について、面高地区県営水利施設等保全高度化事業について、長崎県農地中間管理機構を3条資格者とみなす土地の承認の可否について意見を求める。となっており、内容については、土地改良法第3条第4項の規定に基づき、平成30年11月20日付けで公告のあった面高地区県営水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型)区画整理工種及び農業用排水施設工種の施行に係る同意について、長崎県農地中間管理機構を第3条資格者とみなすことです。

この事業につきましては、西海町面高地区において区画整理と農業用排水施設を併せた計画を推進しています。

79頁から84頁に長崎県農地中間管理機構を3条資格者とみなす土地の一覧(案)を掲載しております。ここで資料の修正をお願いします。現在294筆の土地について提案をしていますが、81頁の142番・143番・144番の3筆につきまして、中間管理機構が借り受けする手続きに入っていない物件を含めていましたので、この物件を除く291筆に各所有者から、長崎県農地中間管理機構を3条資格者とみなすことについて承認を求められていることとなります。

今回の案件は、現時点で中間管理機構が借り受けて配分を行っていない土地のうち同意手続きをいただいている物件について、土地改良法第3条第4項の資格者として中間管理機構を3条資格者とみなすことの可否について承認審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について説明がありました。

　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

　《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、承認することに異議のない方の挙手を求めます。
　《挙手多数》

議 長 　「挙手多数」と認めます。

　よって、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明については承認することといたします。

議 長 　以上で全ての審議は終了しました。
　皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時：平成31年1月25日(金) 午後2時00分から
場所：大瀬戸コミュニティセンター

これもちまして西海市農業委員会第12回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成30年12月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人